

令和4年度版

子育て支援ガイドブック



長 柄 町

も く じ

妊娠がわかったら	1
出産後の手続き・サポート	3
予防接種について	6
各種手当・助成	8
心配ごとがあったら	14
ながらこども園	16
子育て支援センター・一時預かり事業	17
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	18
ひとり親家庭のために	19
障がいのあるお子さんのために	19
急な病気やけがのとき	20
子育て支援関連施設一覧	裏表紙

妊娠から子育てまで切れ目ない支援を行うために、
長柄町子育て世代包括支援センター「ながらっ子」を
令和3年1月に役場庁舎1階に開設しました。



利用時間は9時から17時までです。
子育てに関する不安や悩みについて、
お気軽にご相談ください。

妊娠がわかったら

①妊娠届及び母子健康手帳の交付

医療機関に受診して妊娠がわかったら、「母子健康手帳」の交付を早めに受けましょう。母子健康手帳は、妊娠・出産の経過やお子さんの健康・成長の記録、予防接種の記録などに使います。

- ◆対象 妊娠された方
- ◆手続き 妊娠届出書を子育て世代包括支援センターに提出すると、母子健康手帳を発行します。

※転入された方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使いください。

②妊婦健康診査……………14回分

委託医療機関で行う健康診査費用の一部を公費負担します。

- ◆対象 妊婦全員
- ◆手続き 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。なお、転入された場合には、町の受診票と差し替えます。

③妊婦一般健康診査健診費用助成

1回の健診に対し、自己負担分の内 2,000 円を上限として助成します。

- ◆**手続き** 助成の方法は、領収書を出産後一括で提出していただく償還払い方式です。
申請期間は、出産した日の属する月の3か月後の1日から2年以内です。
例：4月生まれ→7月1日から2年間受付可能

④妊婦訪問指導

必要に応じて、保健師がご自宅を訪問し、妊娠中の保健について相談に応じます。

- ◆**対象** 妊娠中の方

⑤高齢者等外出支援タクシー利用助成事業

利用券により、タクシー利用料金を助成します。

1回の利用に対して、3,000 円分を上限として使えます。

- ◆**対象** 産後2か月までの妊産婦
- ◆**手続き** 母子健康手帳と身分証明書をお持ちになり、利用券の申請を健康福祉課福祉係窓口で行ってください。



出産後の手続き・サポート

①出生届

お子さんが生まれたら、出生日から14日以内に届け出をしてください。

長柄町では「ながラン」オリジナルデザイン出生届・命名書を作成しました。
ご希望の方にお渡ししています。

【出生届・命名書】

お子さまのお誕生を心よりお祝いし、健やかなご成長を願って作成しました。



◆届出先 本籍地、出生地、または届出人の所在地の市町村窓口
※長柄町では、税務住民課戸籍係（☎35-2113）で
受付しています。

出生届の際には、出生通知書（母子健康手帳別冊の綴じ込みのはがき）の提出及び児童手当・子ども医療費の助成の手続きもあわせて行ってください。

②産後ケア事業

出産後育児に不安がある方は、産婦人科にて育児指導などを受けられます。

- ◆対象 家族等から十分な家事及び育児の支援が受けられない、育児に対して不安の強い母親と赤ちゃん
(宿泊型は産後 30 日まで、日帰り型は産後 4 か月までが対象)
- ◆料金 宿泊型 2,500 円 (非課税世帯は 1,250 円)
日帰り型 1,800 円 (非課税世帯は 900 円)
- ◆手続き 子育て世代包括支援センターに相談してください。
※審査の結果、利用ができない場合もあります。

③新生児聴覚スクリーニング検査費用助成

初回検査費用の一部を助成します。

- ◆対象 生後 50 日までに受けた初回検査費用 (確認検査は対象外)
- ◆料金 3,000 円を上限に助成
- ◆手続き 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。
受診票がない場合は、償還払いでの対応となります。
健康福祉課までご相談ください。

④新生児・産婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業

出生通知書が提出されると、随時、保健師が全家庭を訪問し、育児や健康に関する相談に応じ、町の子育て支援に関する情報をお届けします。

- ◆対象 生後 28 日までの赤ちゃんとその母親
※里帰り出産の方は生後 4 か月まで



⑤乳児健康診査……3 回分

委託医療機関で行う健康診査費用の一部を公費負担します。

- ◆対象 生後 3~6 か月児、7~8 か月児、9~11 か月児
- ◆手続き 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。なお、転入された場合には、町の受診票と差し替えます。

⑥乳児相談

身長・体重・頭囲・胸囲測定、育児・栄養・歯科相談などを行います。

- ◆対象 生後4か月から14か月児及び希望者
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター



⑦ブックスタート事業

乳児相談時に赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックをプレゼントします。読み聞かせボランティアからの読み聞かせ方法の指導なども実施しています。

⑧1歳6か月児健康診査

身体計測、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科指導（フッ素塗布）などを行います。

- ◆対象 1歳6か月～2歳未満児
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター



⑨2歳児歯科健康診査

歯科診察、歯科指導（フッ素塗布）などを行います。

- ◆対象 2歳児
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター

⑩3歳児健康診査

身体計測、内科・歯科診察、尿検査、視力・聴力検査、保健・栄養・歯科指導（フッ素塗布）などを行います。

- ◆対象 3歳～4歳未満児
- ◆実施日 対象となる方には、個別に通知します。
- ◆会場 町保健センター

予防接種について

子どもは発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種は病気に対する免疫をつけ、子どもを感染症から守るために必要です。対象者及び接種回数は、長柄町予防接種ガイドを参照ください。

①定期予防接種（予防接種法に基づくもの 無料）

◆医療機関での個別接種となります。

※予診票は、随時、健康福祉課の窓口で母子健康手帳の内容を確認してからお渡しします。接種間隔を確認しますので、必ず健康福祉課へ連絡後、接種を希望する医療機関へ予約してください。

【ロ タ】
【ヒ プ】
【小児用肺炎球菌】
【B型肝炎】
【四種混合】ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
【BCG】
【麻しん風しん混合（MR）】
【水痘（水ぼうそう）】
【日本脳炎】
【二種混合（DT）】ジフテリア・破傷風
【ポリオ】不活化ポリオ
【三種混合】ジフテリア・百日せき・破傷風
【子宮頸がんワクチン（HPV）】

②こどものインフルエンザ予防接種費用助成（任意接種）

お子様のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

◆対象者 生後6か月～中学3年生

◆助成金額 3,000円を上限に助成

※接種費用が助成金額以下の場合は、支払い金額が助成金額となります。

◆助成回数 13歳未満 2回

13歳以上 1回

◆助成対象接種期間 令和4年10月1日～令和5年1月31日

◆助成方法

契約医療機関に予診票を提出し、接種を行った方は、助成金額を差し引いた金額を直接医療機関でお支払ください。

契約医療機関以外で接種を行った方は、償還払いとなります。

〔一旦、医療機関に接種料金を支払い、領収書を添付して健康福祉課に申請してください。申請期限は令和5年2月28日までです。〕

③その他の任意予防接種

おたふくかぜ、インフルエンザなどは、保護者の希望で接種する任意接種で有料です。医療機関にご相談ください。

その他詳しいことは、長柄町予防接種ガイドをご覧ください。



各種手当・助成

①児童手当

◆支給対象 0歳～中学校卒業まで（15歳になった後の最初の3月31日まで）

◆支給金額について（月額：1人あたり）

		所得制限限度未満の方	所得制限限度以上の方
0～3歳未満		15,000円	児童1人につき 5,000円
3歳～小学生	第1子 第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	
支給日		2～5月分	6月10日ごろ
		6～9月分	10月10日ごろ
		10～1月分	2月10日ごろ

（第3子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。）

◆支給要件

- ・原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します（単身赴任の場合を除く）。
- ・児童福祉施設等に入所している子どもについても、施設の設置者等に支給します。
- ・児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。

◆申請・手続きの方法

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、健康福祉課（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。

◆必要な添付書類等

- 印鑑（認印） ・ 健康保険被保険者証の写し
- 申請者及び配偶者の個人番号
- 請求者の銀行等の口座番号（預金通帳の写し）
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

②子ども医療費助成

病気などで医療機関にかかった場合、医療費の自己負担分を助成します。

対象年齢	長柄町に住所がある 0歳～中学3年生 （15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ※健康保険適用外の診療は、助成の対象になりません。
助成の対象となる医療	入院・通院・調剤
助成内容	交付されている受給券と健康保険証を医療機関窓口に掲示すると自己負担分の支払いが免除されます。
手続き	長柄町に転入した場合や、新たにお子さんが生まれた場合の届出の際に健康福祉課に下記書類を提出し、受給券の申請をしてください。（再発行の手続きも同じです。）
必要なもの	1. 子ども医療費助成申請書（健康福祉課窓口に用意してあります。） 2. お子さんの健康保険証の写し 3. 認印 4. 所得・課税証明書または非課税証明書（7月31日までの申請は令和3年1月1日に住民登録がなかった方で、8月1日からの申請は令和4年1月1日に住民登録がなかった方）
申請期間	出生および転入日より1か月以内

<p>制度の対象 とならない 医療費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用外の医療費(予防接種、薬の容器代、診断書等の文書料等) ・ 学校管理下での負傷または疾病で独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費 ・ 育成医療等の公費医療制度が適用される医療費
<p>その他注意 事項</p>	<p>(1)払い戻しを受けた子ども医療費助成額について、所得税の確定申告における医療費控除で「生命保険や社会保険などで補てんされる金額」に相当しますのでご注意ください。</p> <p>(2)提出していただいた領収書はお返ししませんので、必要の方はコピーを取っておいてください。</p> <p>(3)発行された受給券は、紛失しないようお願いいたします。紛失された場合は、お子さんの健康保険証をお持ちのうえ、再発行の手続きをしてください。</p>

③高校生等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（但し、就労している方は除く）の医療費自己負担分を助成します。助成方法は、償還払い方式（一旦、医療機関に医療費を支払い、領収書を添付して町に申請）です。

④出産育児一時金

本人または家族が出産したときは加入している健康保険から、出産育児一時金・家族出産一時金が支給されます。

◆**対象** 分娩した健康保険加入者または被扶養者の方（妊娠12週以上であれば死産・流産でも支給されますが、この場合医師の証明が必要）

◆**支給額** 長柄町の国民健康保険：42万円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は40万4千円）
その他の健康保険：加入先にお問い合わせください。

◆**支給方法** 医療機関等が、世帯主に代わって出産育児一時金を支給申請し、受け取った一時金を出産費に充てます。（直接支払制度）

⑤乳幼児家庭支援事業

使用済み紙おむつ用ごみ袋を無償で配付します。

- ◆対象 0歳～2歳未満の乳幼児の保護者
- ◆配付枚数 乳幼児1人に年間50枚（長生広域組合指定の20ℓ）
- ◆配付方法 新生児訪問及び乳児相談（12～13か月）時に配付します。
受け取れなかった場合は、申し出ください。
ただし、申出時期が対象年齢を過ぎた場合は対象となりません。

⑥子育てスタート支援金支給事業

お子さんの養育費の一部を支援します。

- ◆対象 0歳～2歳未満の乳幼児の保護者
- ◆支給額 年間50,000円
- ◆申請期間 0歳児：出生後、30日以内に申請してください。
1歳児：1歳になる年度に申請してください。

⑦病児・病後児保育事業利用助成金

病気（風邪からの発熱など）、または感染症等でこども園等に行けず、ご両親等が働いており看病が出来ない場合、預けた施設の利用料の一部を助成します。

- ◆対象 こども園や保育所等に通園する就学前児童
（事前に登録が必要です。健康福祉課で手続きをお願いします。）
- ◆助成額 1回2,000円（料金が2,000円未満の場合は、利用料）
- ◆助成方法 償還払い（一旦、利用施設に利用料を支払い、領収書を添付して町に申請）
- ◆申請期限 利用料を支払った月の翌月から6か月以内

⑧養育医療費助成

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。

- ◆対象 養育医療の対象となる未熟児であると認められること。
※指定養育医療機関での治療に限られます。

◆給付対象となる費用

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う看護
- ・ 移送



⑨軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんを対象とした補聴器購入費用を助成します。

◆対象

新しく補聴器を購入する費用

この制度によって購入した補聴器を原則 5 年経過後に更新する費用

※修理費用は対象外

◆対象となる方

次の要件のすべてを満たす 18 歳未満の方

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満で身体障がい者手帳の交付対象とならない場合。
- (3) 補聴器の装用が必要であると医師の判断を受けていること。
- (4) 対象児の世帯内に町民税の所得割額 46 万円以上の方がいないこと。

◆申請方法

健康福祉課福祉係窓口へ申請書類を提出してください。

⑩路線バス利用促進助成制度

路線バスの運賃を以下の方を対象に助成します。

◆対象者

- (1) 高校、大学、専門学校などに通う学生
- (2) 長柄町高齢者等外出支援タクシー利用助成を受けている妊産婦の方

◆助成内容

定期券は購入金額の 2 分の 1 回数券は年間 2 万 8 千円を上限に助成

◆助成対象路線

茂原駅～ロングウッドステーション、茂原駅～労災病院、茂原駅～大津倉の 3 路線 ※浜野駅～ロングウッドステーションは対象外

◆申請方法

登録申請書を企画財政課へ提出し、企画財政課（回数券のみ）小湊バス長南営業所で購入する。

心配ごとがあったら

子育てに悩みはつきものです。一人で悩まず身近な人に相談してみませんか。誰かに話を聞いてもらいたい時、専門的な助けが欲しい時、それぞれの機関に相談してみてください。きっと心が楽になるでしょう。

①児童相談所

児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、社会診断や心理診断等を行い、児童に最も適した指導や援助を行います。また、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く）への入所等の措置を行います。

◆千葉県東上総児童相談所

所在地 茂原市高師 3007-6 ☎27-1733

来所の際は予約をお願いします。

*電話相談受付 ☎27-5507

月～金曜日 9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始は休みです。）

*夜間・休日の電話相談 ☎043-252-1152

子ども・家庭 110 番（千葉県中央児童相談所内）

②長生健康福祉センター（長生保健所）

保健所は広域的に専門的なサービスを提供するとともに、住民に身近な保健・福祉サービスを提供する市町村を支援します。

◆家庭児童相談 家庭における児童の養育等について、相談や訪問指導に応じます。

所在地 茂原市茂原 1102-1（長生合同庁舎内）

☎22-5167

月～金曜日 9:00～17:00

③子どもの虐待などの相談

児童虐待は、子どもの成長・発達にとって悪影響を与えるばかりか、時には命に関わる深刻な問題です。いち早く発見し、手を差し伸べるために地域のみなさんの協力が求められます。

あなたが、虐待しそうになったり虐待をしてしまったときは、ためらわず相談しましょう。もし、あなたの周りの人が子どもを虐待しているのを見たとき、虐待ではないだろうかと感じた場合にも相談してください。

東上総児童相談所

☎27-5507 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

千葉県子ども・家庭 110 番

☎043-252-1152（24 時間・365 日対応）

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189（虐待相談・通告は 24 時間・365 日対応）

健康福祉課

☎35-2414

④こども急病電話相談

お子さんの急な病気で、受診した方が良いのか、様子を見ても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

☎《局番なしの#8000》または《043（242）9939》

毎日・夜間 19:00～翌日 6:00



ながらこども園

① 1号認定子ども（幼稚園部分）

- ◆対象児 3・4・5 歳児
- ◆保育日・時間 月曜日～金曜日
(祝休日、学年始め休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業あり)
9:00～14:00
- ◆保育料 無償（別途給食費 200 円／日）
- ◆預かり保育 平日：14:00～16:00 1 回 400 円
土曜日・長期休業日： 8:00～16:00 1 回 1,000 円

② 2号・3号認定子ども（保育所部分）

- ◆対象児 保護者が保育を必要とする0歳児（満6か月）～5歳児
- ◆保育日・時間 月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）
 - ・8 時間保育 8:00～16:00
(時間外保育：16:00～19:00 1 回 200 円)
 - ・11 時間保育 7:15～19:00 の間
- ◆保育料 2号 無償（別途給食費・おやつ 280 円／日）
3号 保護者の住民税所得割額に応じた保育料
※きょうだいの状況により、減免対象となる場合があります。

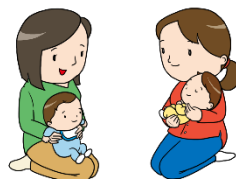


子育て支援センター・一時預かり事業

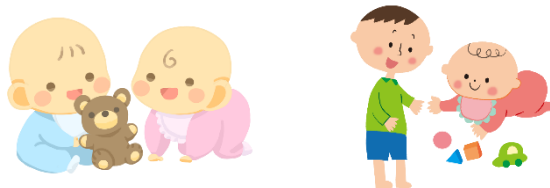
「ながらこども園」に併設し、子どもとその保護者が自由に遊び、交流することができる場所です。一時預かり事業も行っています。また、担当の保育教諭が子育ての相談に応じます。

①支援センターの開放

- ◆対象児 小学校就学前までの乳幼児とその保護者
- ◆費用 無料



おはなし広場・リトミック教室・わらべうた教室も毎月開催しています。
詳しい日時は、『支援センターだより・ながら広報』をご覧ください。



②一時預かり事業

- ◆対象児 町内在住でながらこども園、他の保育園や幼稚園に就園していない0歳児（満6か月）～5歳児
- ◆保育日・時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）
9:00～17:00
- ◆費用 0～2歳児 1,000円／4時間以内
2,000円／8時間以内
3～5歳児 500円／4時間以内
1,000円／8時間以内
※給食を希望する場合は、別途240円かかります。
- ◆予約 2週間前からの予約が必要となりますが、急用の場合はご相談ください。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

学童クラブは、共働きやひとり親家庭、保護者が病気などの家庭の子ども達が放課後を安心して過ごせるように設置された生活の場です。

◆**対象** 町内小学校に就学している児童（1～6年生）で、両親等が労働等により昼間家に不在、または家庭で面倒を見られない状態にある児童

◆**開設場所** 長柄町第一学童クラブ（長柄小学校内設置）
長柄町第二学童クラブ（町保健センター内設置）

◆**開設時期**

平日（月～金曜日）14:00～18:30

土曜日・長期休業日（春/夏/冬休み）・振替休日等 7:45～18:30

◆**利用料金**

通年利用の場合

7月 10,000円 8月 13,000円 上記以外の月 9,000円

長期休業日のみ利用の場合

4月（春休み）2,000円 12月（冬休み）2,500円

7月（夏休み）4,000円 1月（冬休み）1,500円

8月（夏休み）13,000円 3月（春休み）3,000円

◆**申し込み方法** 利用申請書を健康福祉課福祉係に提出

一時的に児童を家庭で保育することが困難となった場合、一時預かり制度を利用することができます。

◆**対象** 町内に住所を有し、町学童クラブに在籍していない児童

◆**利用条件** ①学童クラブの定員に空きがある時

②利用期間が月5日以内である時

◆**利用料金** 6時間以内 500円 6時間以上 1,000円

同一世帯の2人目以降および非課税世帯は半額

◆**申し込み方法** 原則7日前までに健康福祉課福祉係へ申請書を提出
ただし、緊急を要する場合は、利用日の1日前まで

ひとり親家庭のために

①児童扶養手当

ひとり親家庭や父または母に一定の障害がある場合、親または親に代わってお子さんを養育している方に支給されます。なお、所得制限による一部、全部停止があります。

②ひとり親家庭等医療費の助成（母子・父子家庭等）

母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び父母のいない子に対して医療費の保険診療分の一部を支給します。

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進、就学費用等、必要な資金をお貸しします。

④生活援護資金貸付事業

低所得世帯、身体障がい者世帯等で生活困難に陥った方々に対し、一時的に必要な生活資金を貸付します。

⑤生活福祉資金貸付事業

生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行います。

障がいのあるお子さんのために

障がいのあるお子さんの成長を促すため、療育の観点から以下のサービスを提供します。利用をご希望の方は、健康福祉課福祉係までご相談ください。

- ◆**児童発達支援**：未就学の児童を対象とした個別療育・集団療育サービス
- ◆**放課後等デイサービス**：学校通学中の児童を対象にした通所サービス
- ◆**保育所等訪問支援**：保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行うサービス

急な病気やけがのとき

赤ちゃんや子どもの病気・ケガは休日夜間に関係なく起こりうるものです。日頃から対処方法を心得て、あわてずに対応しましょう。

- ①重症・緊急の場合、局番なしの「119番」へ。
- ②診療を受けたいときは、先ずかかりつけ医に相談しましょう。
- ③かかりつけ医に相談できない場合「こども急病電話相談」を利用しましょう。病院を受診したほうがよいのか、様子を見ても大丈夫なのか、看護師が電話でアドバイスします。なお、必要な場合には小児科医に電話を転送します。局番なしの「#8000」又は043-242-9939へ電話してください。

毎日19:00～翌6:00

長生郡市夜間急病診療所（内科・小児科）

☎24-1010 20:00～23:00

夜間急病診療テレフォン案内

☎24-1011 19:00～翌6:00



休日当番医

茂原市・長生郡医師会のホームページ（日曜・休日当番医）をご覧ください。診療時間は9時～17時です。

都合により変更になる場合がありますので、くわしくは中央消防署指揮情報係（☎24-0119）までお問い合わせください。

※医療機関の情報については、茂原市・長生郡医師会のホームページをご覧ください。

※歯科医院の情報については、茂原市長生郡歯科医師会のホームページをご覧ください。

子育て支援関連施設一覧

	内 容	連 絡 先
健康福祉課 〔子育て世代包括 支援センター〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て事業の案内、子育ての相談、 情報提供 ・児童虐待などの通報窓口、DV 相談 ・子ども医療費助成 ・児童手当、児童扶養手当、特別児 童扶養手当 ・妊娠届、母子健康手帳の交付 ・妊婦、乳児健康診査 ・妊産婦訪問 ・新生児、乳児訪問 ・乳児相談 ・予防接種 ・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査 ・2 歳児歯科健康診査 ・病児病後児保育事業利用助成金 ・障がいを持つ子への情報及び各種 サービスの提供 ・食生活改善、食育 ・健康、栄養相談 ・学童クラブ ・ひとり親家庭への支援 	電話 35-2414 FAX 35-2459
ながらこども園	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児の保育 ・子育て支援センター ・一時預かり 	電話 35-3102 FAX 35-3160
長柄町公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・本の読み聞かせ ・本の貸し出し 	電話 35-3242 FAX 35-5095
長柄町 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援護資金貸付事業 ・生活福祉資金貸付事業 	電話 30-7200 FAX 30-7201

発行：長柄町健康福祉課 健康管理係

〒297-0298 長柄町桜谷 712 番地

電話 0475-35-2414

FAX 0475-35-2459